

津波ハザード地区における事前移転の推進（防災集団移転促進事業）

令和6年度政府案：6億円

- 津波被害が想定される地域においては、津波防災地域づくりに関する法律等に基づき、**比較的発生頻度の高い津波（L1津波）を防ぐための防潮堤を整備することが必要**であるが、**災害発生前に実施する集団移転事業（事前移転）の場合**にあっては、**現行制度の要件（移転前の地域で堤防等のインフラ整備を行わないこと）**に対して、**地域住民全員の合意が得られず、事業実施が困難**。
- このため、**南海トラフ地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域**のうち、**一定の要件を満たす地方公共団体が実施する事前移転の場合**は、**L1津波に対する防潮堤整備を行いつつ、5戸以上の小規模かつ段階的な移転を可能とし、補助対象経費の限度額を引き上げる**ことにより、**大規模な地震による津波被害を軽減し、事前防災まちづくりの推進を図る**。

小規模かつ段階的な移転の主な要件

(1)津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）を設定した地域

- ▶ 補助対象経費は**住宅団地整備に係る経費（補助対象経費の限度額を引き上げ）**

(2)津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）を設定した地域であり、とりわけ甚大な津波被害が想定される一定要件（※1）を満たした市町村

- ▶ 補助対象経費は**住宅団地整備に係る経費及び、移転元地の土地の買取・建物の補償の経費（補助対象経費の限度額を引き上げ）**

※1 地震発生後、概ね10分以内に高さ3m以上の津波到達が予想される市町村または最大津波高さが25m以上と想定される市町村であって、50戸以上の住居が立地する地域

	(1)	(2)
補助対象経費（①～④の合計）	1,760万円/戸	4,275万円/戸
① 住宅団地の用地取得及び造成	○	○
② 住宅団地に係る公共施設の整備	○	○
③ 移転元地の土地の買取・建物の補償	-	○
④ 移転者の住居の移転に対する補助	○	○
⑤ 事業計画等の策定に必要な経費	○	○

※2 従来の合算限度額は1,655万円/戸

【津波被害が想定される地域からの小規模かつ段階的移転のイメージ】

